

令和5年瑞穂町教育委員会第7回定例会 会議録

令和5年7月26日瑞穂町教育委員会第7回定例会が庁舎3階の会議室（3-1）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君
・教育指導課 統括指導主事 田中 晓 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第18号 令和6年度使用小学校教科用図書の採択について

- 日程第4 報告事項1 学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金事業実施要綱の一部改正について
- 日程第5 報告事項2 瑞穂町青少年善行表彰制度の創設について

開会 午前9時00分

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年瑞穂町教育委員会第7回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において3番、中野委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第18号、令和6年度使用小学校教科用図書の採択についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第18号については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、令和6年度使用小学校教科用図書を採択する必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、統括指導主事が説明します。

統括指導主事

令和6年度使用小学校教科用図書の採択についてご説明いたします。

本年度、小学校全教科における教科用図書につきましては、検定本の中から選定を行うこととなっております。

教科用図書の採択につきましては、各教育委員会がそれぞれ独自に採択することとなっていますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により、採択地区が2つ以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないことになっております。

したがいまして、今回の令和6年度使用小学校教科用図書の採択にあたりまして、西多摩郡4町村の教育長、教育長職務代理者の8名で構成される、西多摩地区町村立学校教科用図書採択協議会を設置いたしました。

4月27日に、第1回採択協議会を奥多摩町文化会館にて開催いたしました。ここでは、採択要綱及び採択要綱に関する細目の審議及び決定をしました。

その後、5月9日に、第1回調査委員会を奥多摩町文化会館にて開催し、調査委員への委嘱並びに任務について確認し、各種目の調査を専門部会長へ依頼いたしました。

本調査委員会を受けまして、専門部会において、調査・研究を専門部会長等の学校で実施し、報告書を作成しました。その後、7月11日に、第2回調査委員会を開催し、専門部会長からの報告とともに検討を行い、調査研究報告書を作成いたしました。

7月18日に開催いたしました、第2回採択協議会におきまして、調査委員長からこれまでの調査・研究の経過報告、内容、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜など詳細な説明を受け、質疑を行ったのち、協議委員の協議を経まして、投票により発行者を選定いたしました。

採択協議会で選定された教科用図書は、「令和6年度使用西多摩地区町村立学校教科用図書 採択協議会の結果」のとおりでございます。

西多摩郡の場合は、郡として選定をいたしましたので、同一の教科用図書を使用することになっておりま

す。

このことを考慮していただきまして、西多摩地区教科用図書採択協議会で選定されました教科用図書につきまして、ご審議、ご決定を賜りますようお願いいたします。

資料といたしましては、西多摩地区教科用図書採択協議会で調査委員会を経て提出されました、「調査委員会における調査研究報告書」と「西多摩地区教科用図書採択協議会の選定理由書」を併せてお配りをいたしました。

それでは、選定理由書等に基づき、採択協議会で選定されました教科用図書を改めて、ご説明させていただきます。

「国語」です。東京書籍、教育出版、光村図書の3者の教科書を調査し、「光村図書」を選定しました。

次に、「書写」です。東京書籍、教育出版、光村図書の3者の教科書を調査し、「光村図書」を選定しました。

次に、「社会」です。東京書籍、教育出版、日本文教出版の3者の教科書を調査し、「東京書籍」を選定しました。

次に、「地図」です。東京書籍、帝国書院の2者の教科書を調査し、「帝国書院」を選定しました。

次に、「算数」です。東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、新興出版社啓林館、日本文教出版の6者の教科書を調査し、「東京書籍」を選定しました。

次に、「理科」です。東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、信州教育出版社、新興出版社啓林館の6者の中から、信州教育出版社を除く5者から教科書を調査し、「大日本図書」を選定しました。

次に、「生活」です。東京書籍、大日本図書、学校図書、教育出版、信州教育出版、光村図書、新興出版社啓林館、7者の中から、信州教育出版社を除く6者から教科書を調査し、「東京書籍」を選定しました。

次に、「音楽」です。東京書籍、教育芸術社の2者の教科書を調査し、「教育芸術社」を選定しました。

次に、「図画工作」です。開隆堂、日本文教出版の2者の教科書を調査し、「開隆堂」を選定しました。

次に、「家庭」です。東京書籍、開隆堂の2者の教科書を調査し、「東京書籍」を選定しました。

次に、「保健体育」です。東京書籍、大日本図書、大修館書店、文教社、光文書院、学研の6者の教科書を調査し、「学研」を選定しました。

次に、「外国語」です。東京書籍、開隆堂、三省堂、教育出版、光村図書、新興出版社啓林館の6者の教科書を調査し、「東京書籍」を選定しました。

次に、「特別の教科 道徳」です。東京書籍、教育出版、光村図書、日本文教出版、光文書院、学研の6者の教科書を調査し、「光村図書」を選定しました。

それでは、西多摩地区教科用図書採択協議会で選定いたしました教科用図書につきまして、ご決定を賜りたいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

鳥海教育長
村上委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

質問というか、意見になるのですが、特別の教科道徳においては、教科書が変わったと、今までの出版社と変わったことにより、ノートがなくなったということで、それがなくても十分に道徳を指導できると、ベテランの先生にしてみれば、それはあってもどちらでも大丈夫だと思うんですが、経験不足の先生にしてみれば、そういうのを使うことになると思うんです。今まで授業をしてきたという経緯があると、それがなくなったっていうことに対して、代わりに、どういうふうな形で授業を行っていったらいいのかということ、そこら辺を十分にフォローするような、そういうことをしていただきたいと思います。

統括指導主事

今、委員がおっしゃったところをしっかりと学校に指導しながら、また今回ＩＣＴのところもかなり充実してきておりますので、ワークシート等も各社充実してきているところでございます。そちらの資料等につきまして、より効果的な使用方法について、今後も継続的に指導を続けて参りたいと思います。

以上です。

鳥海教育長

私の方から補足として、採択協議会の結果について、別紙を見ていただきたいと思うんですけども、特別の教科道徳が、一番票数が割れています。どの教科書でも同じぐらいの効果的な教科書になっているということで、意見が分かれたと思うんですけども。私が委員として参加している中で、質問をしました。内容と

しては、前回、新たな教科になった時に、道徳用教科書ですが、使い勝手、先生方の指導レベル、そういうことも問題になるでしょうと。ですからできるだけ教科書に沿って授業を進めていただいて、いろいろなことを児童が書き込めるような、そういうものが良いのではないかというような意見もあったわけですね。

それで前回採択されたものが、今回違ってきているというわけです。6年間やった結果として、そのサブノートといいますか、書き込みができるような別冊ノートの使用とか、それからその必要性等を調査委員会の方に質問してみました。

そうしたところ、別冊ノートは使っているというぐらいのお話で、だから絶対それが必要というまでの言葉ではなかつたというふうに、私の方では解釈したところがございました。

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第18号に対する討論を行います。

調査委員会に出席させてもらいました。

先ほどの道徳ノートについては、それをまめに使ってる教員もいれば、かえって負担になるという教員もいて、先程のように、それにこだわらないということになったと思います。また新しい指導方法、これからやっていくのではないかなと思います。

それから、各調査委員長として、瑞穂町から校長と副校長で4名でしたか、皆さんすごい落ち着いて立派に、調査結果の発表があったので、町としてはほっとしているところです。

それから相対的にどの教科書もデジタルコンテンツですが、だいぶはびこってきたというのはおかしいんだけど、充実してきた感じがします。ややもすると、デジタル教科書に移行しつつあるのかなという、そんな感想を持ったところです。

それぞれの教科の特性を見ながら、教育会社ごとの違いを見ながら、いろいろ研究した上で、このような結果になったと思います。

以上です。

ほかに討論ございますでしょうか。ないようですので、討論を終結いたします。

鳥海教育長

関谷委員

鳥海教育長

それではお諮りします。議案第18号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第18号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長

日程第4、報告事項1、学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金支給事業実施要綱の一部改正について、教育部長より説明を求める。

教育部長

報告事項1については、令和4年度に引き続き食材価格が高騰していることに伴い、保護者の負担軽減を図る必要があるため、学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金支給事業実施要綱の一部を改正したので報告するものです。

学校教育課長

詳細につきましては、学校教育課長が説明します。
説明します。食材価格が高騰していることから保護者の負担軽減を図るため、町立の小・中学校に就学する児童・生徒の保護者に対しては、羽村・瑞穂地区学校給食組合に臨時負担金を支出することで、給食費を上げないようにします。そのほかの児童・生徒、私立学校やアレルギー等で給食を食べていない児童・生徒になりますが、その保護者に対しても同様の支援が必要であることから、町独自の施策として本事業を令和4年度に引き続き実施する必要があるので、要綱を一部改正しました。

2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。

今回の改正内容は、第2条第1項第1号において、支給対象者として令和5年4月1日以降に町内に住所を有する者に改め、第3条において支給金額を、小学生1人当たり年間1,700円を3,400円に、中学生1人当たり年間2,000円を4,000円に改めます。

また、第6条第2項において、申請書の提出期限を令和6年3月19日までに改めます。

附則として、この告示は、告示の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

- 鳥海教育長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。
鳥海教育長 ご質問ないようですので、委員にはさようご了承願います。
鳥海教育長 日程第5、報告事項2、瑞穂町青少年善行表彰制度の創設について、教育部長より説明を求めます。
教育部長 青少年に特化した表彰制度であります、瑞穂町青少年善行表彰制度を創設し、表彰の概要を定めた瑞穂町青少年善行表彰要綱を制定したので、報告するものです。
社会教育課長 詳細につきましては、社会教育課長が説明します。
社会教育課長 それでは、瑞穂町青少年善行表彰制度の制定についてご報告いたします。
社会教育課長 1枚おめくりいただきまして、こちらのまとめた資料でご説明させていただきます。1の経緯につきましては、記載の通りでございます。
社会教育課長 青少年の模範活動や青少年の健全育成等の功労者について、表彰に値する様々な活動及び功績があり、これらの活動・功績を表彰し、広く町民に知らしめることで、青少年のさらなる活躍や善行活動の社会認知を図ることが望されます。
社会教育課長 町教育委員会では、現在、文化賞やスポーツ賞で青少年を広く表彰する制度はありますが、善行活動等については対象外となっています。また、町では表彰条例で、善行表彰等の規定はありますが、次代を担う人材、団体、さらにそれらの指導育成等に携わった方の功績を讃えるための表彰制度は、これまでございませんでした。
社会教育課長 そこで、町教育委員会を主管として、青少年に特化した表彰制度についての要綱を策定いたしました。
社会教育課長 次に、目的です。
社会教育課長 青少年の模範活動や青少年の健全育成等の功労者を表彰し、広く青少年の公徳心の高揚と、よりよい社会環境をつくり、青少年の健全育成を図ることを目的といたします。
社会教育課長 3、近隣自治体の状況です。記載の通りですが、いずれも同様の制度を設けておりました。
社会教育課長 4、表彰制度の概要です。1（1）表彰主体は、町青少年問題協議会会長である瑞穂町長といたします。
社会教育課長 （2）表彰対象は、青少年の模範活動、善行賞と青少年の健全育成等の功労者に分け、いずれも個人と団

体を設けます。活動の期間は、善行賞は3年以上、功労賞は5年以上の活動とします。

なお、町外在住の方であっても、ただし書きにより寄与された方は対象としたいと考えております。

3、表彰の手続きは、該当者の関係者から指定の推薦書の提出を受け行います。

4、審査方法は、審査会を設けず、表彰基準に基づき、瑞穂町青少年問題協議会会長である町長が決定し、同協議会へ報告するものといたします。

表彰基準でございますが、各賞とも基準年数未満の単発、先ほど3年5年と申し上げましたが、単発、短期間で功績があった方への対応については、ただし書きにより対応いたします。

善行賞については、資料に記載の項目のいずれかに該当する方、功労賞につきましては、記載の項目のいずれかに該当する方で、活動を5年以上従事した方ということになります。

5、表彰時期・方法につきましては、事案への即時対応も想定しまして、当制度では表彰時期を設けず、該当案件が発生した時に行います。

即時性がない場合には、現行の文化賞及びスポーツ賞と同じ時期も勘案して対応していきたいと考えています。

被表彰者につきましては、賞状と記念品を贈呈いたします。

今後のスケジュールにつきましては、記載の通りですが、この後、8月1日に議会の全員協議会で報告させていただきます。

また、10月以降、表彰については、時期、場所は、状況に応じて設定し、行いたいと考えております。以上で説明とさせていただきます。

以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

この表彰制度については新しく始まったということで、この表彰を受けるためには、推薦書の提出が必要ということであると、この制度自体を知らないと推薦のしようがない。まず、どういうふうにこの善行表彰制度を告知していくのか、今現在こういう方向でいこうということがわかつていたら教えていただきたいと思います。

鳥海教育長
村上委員

社会教育課長 現時点では、7月2日に青少年問題協議会がございまして、それぞれのセクションの代表者が出席していましたので、そこで説明し、もし、対象者がいらっしゃるようであれば、上げていただきたいということでお話させていただいたところでございます。

今後につきましては、広報、まずは初めてのことございまして、さらに、活動として、消防や警察等の少年団的な団体もあるので、その辺から声をかけさせていただいて、徐々に浸透させていただければと思っております。

一気に広報することで、かなりの方が対象となる可能性もありますので、まずは、こちらで想定できる団体から声かけさせていただこうかと考えております。

以上です。

鳥海教育長 ほかにございますか。

ほかにご質問もないようですので、委員にはさようご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

これにて令和5年瑞穂町教育委員会第7回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時30分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員